

# 秋田県介護支援専門員連絡協議会 広報

## 【会長挨拶】会員増強で組織化を

秋田県介護支援専門員連絡協議会  
会長 福本 雅治

今年4月に介護報酬改定が行われました。今改定で、われわれ介護支援専門員関連では、居宅介護支援において（1）多数担当ケースに係る逡減制の見直し、（2）特定事業所加算の見直し、（3）医療連携加算の新設、（4）認知症加算の創設、（5）独居高齢者加算の創設、（6）初回加算の見直し、（7）小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算の創設、（8）退院・退所加算の創設などなど介護支援専門員の業務については一定の評価が得られたところです。この改定の結果、皆様方の居宅介護支援事業所においては、介護支援専門員の位置づけや役割が明確となるとともに少しでも経営の安定化が図られているものと認識しております。



今回の改定に向けては、県内の居宅介護支援事業所や個々の介護支援専門員の皆様に各種調査をお願いし、様々なデータを収集し分析した結果が今回の改定に大きく影響しているものと確信しており、調査にご協力いただきました方々には感謝申し上げます。

しかし、介護保険制度の要として重責を背負っている中で、まだまだ解決していかなければならない課題も見えてきております。一例をあげると、施設介護支援専門員の受け持ち件数の問題や小規模な居宅介護支援事業所の経営問題、介護支援専門員の国家資格の問題などがあげられます。

このような問題は個々の介護支援専門員の力だけで解決できるものではなく、組織の力を結集して要望していかなければなりません。

こうした中で、秋田県介護支援専門員連絡協議会では、今年度、法人化の取得や部会の活性化などを図りながら、地区組織や日本介護支援専門員協会との連携を密にして、課題に取り組んで参りますが、その中で最も必要なのは会員組織率を高めていくことです。県や国に色々な要望をしていきますが、より多くの会員の声が必要になり、力になります。

全国的に見ると当県は会員組織率の高い方ではありますが、更に強化して秋田県から全国に意見を発信していきたいと思っております。

次期改定に向けての活動は始まっています。皆様の力を結集していきましょう。

## 【目次】

【会長挨拶】 会員増強で組織化を	1
【寄稿】 主治医にケアプランの提示を 秋田県医師会 西成 忍	2
【報告】 平成21年度秋田県介護支援専門員協議会総会	3
【研修報告】	11
「ケアマネペンリレー」	13
「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り	14
<地区インフォメーション>	17
【お知らせ】 秋田県健康福祉部長寿社会課	19
【お知らせ】 (財) 秋田県長寿社会振興財団 (LL財団)	22
平成21年度介護支援専門員研修等予定 (平成21年4月～平成22年3月)	24
事務局便り (理事会・部会報告等)	27

## 【寄稿】主治医にケアプランの提示を

秋田県医師会 常任理事  
西成 忍（西成医院）

言うまでもなく医療も福祉もチームワークが必要で、そのチームの中には利用者や家族も含まれます。特に介護においてはチームとしての連携が重要な鍵になります。しかしその連携はまだ不足しています。

私が介護保険制度に期待したことの一つに医療と福祉の連携が密になることがありました。以前の医療は診断と治療に重きが置かれ、予防や介護に対しては消極的でした。従って医療と福祉の連携は「声」があっても、具体的にどのように行動すべきかが判然とせず、「見えない壁」が絶えず立ちふさがっていたと思います。訪問診療の増加やケアマネの皆さんの努力もあり、制度が開始されてからは「壁」は徐々に解消されてきましたが本来の連携までには至っていません。

その大きな理由はケアプランの共有が不足していることです。医師が実際のケアプランを目にすることは未だに少なく、そのため自分たちがどのようにケアプラン作成に関与すべきなのか理解できず、結果的にケア会議への出席にも消極的なのが現状です。

当初は私自身も実際のケアプランを目にすることはほとんどありませんでしたし、プランがどのように作成されているのか、ケア会議がどうなっているのかもよくわかりませんでした。それほどケアマネの顔が見えず、ケアマネにとっても医師の顔が見えず、お互いの考え方が見えないままにケアプランが作成され、手元に渡されるのはせいぜいケア・スケジュール表程度が現状でした。

これらの解決には、まずケアプラン（案）を主治医に提示することが必要です。医師が実際のケアプランを見ることによって介護に対する考え方や意見書の記載に変化が生じてくる可能性は高く、その後の連携にとっても大きな進歩につながると思います。当初はケアマネ側からの一方的な送付で構わないと思いますし、FAXによる回答要求でも十分だと思います。できれば医療機関側に時間がとれる時に「何を聞きたいのか」電話等で連絡していただければ最良ですが、決してあきらめずに無用な遠慮をためらわずに続けることが大事です。また各地のケアマネ連絡協議会を通じて地域医師会と密接な連携をとり、地域医師会から会員である主治医との橋渡しをお願いすることもひとつの方法です。今後の皆さんの活躍に期待します。



### Column 「贅沢なサービス担当者会議」

介護保険制度がはじまる随分前から「地域ケア会議」は行われていました（市町村によって会議の名称や頻度・方法は異なっていたようですが）。そこでは、自治体、医療機関、保健センター、町内の福祉・介護サービスの担当者が集まり、新しくサービスを申し込まれた方々のサービスを利用するにいたった背景やサービスの種類や頻度、解決困難な課題などについて報告や討議が行われました。



サービス担当者が比較的集まりやすかったのは、現在ほど、介護サービス事業所の数が多くなかったこと、そしておそらくは忙しくなかったことも理由ではなかったかと考えたりします。個人情報とは当然住民のサービスのために用いられていたように思われます。現在のサービス担当者会議と比較すると、具体的なケア目標、モニタリング等といった視点と取組みが不足していたことは否めませんが、今振り返ると、（決して暇だったわけではなかったのですが）月1回とはいえ、出席率が高い、広い分野における現場のサービスの担当者が一堂に会していたという意味では、非常に贅沢なサービス担当者会議だったのではないかと感じます。

# 【報告】平成21年度秋田県介護支援専門員連絡協議会総会

平成21年度秋田県介護支援専門員連絡協議会総会及び第1回研修会が、6月7日、秋田県社会福祉会館にて行われました。「平成20年度事業報告ならびに決算」、「規約の一部改正」、「平成21年度事業計画・予算」が承認され、「平成21年度秋田県支部代議員選挙」が行われました。

## 平成20年度 事業報告

### 〔総括〕

介護保険制度が9年目を迎え、介護支援専門員は介護保険制度の要としての位置づけが確立されてきた。また、高齢者・家族が地域で安心して暮らせる支援者として地域包括支援センターとともに社会的にも大きな役割が期待され、重要な役割を担ってきた。

こうした中で平成20年度は、ケアマネジメント業務を担う専門職としての技能・知識を習得するために、県北・中央・県南の各地区協議会との連携のもとに研修会を開催し、また、県北・中央・県南の各地区協議会の組織体制や活動強化を図るために助成金を交付して支援した。

昨年度立ち上げた広報部会では、日本介護支援専門員協会の動きや県・地区ごとの活動や関係機関・団体から得た様々な情報の提供を心がけ、年2回の広報誌発行を継続している。

今年度重点的に取り組んだ活動として、組織強化を目指し、調査研究と研修の各部会を立ち上げたほか、平成21年度の介護報酬改定に向けて、日本介護支援専門員協会と連携して、本会会員に対し介護報酬調査や実態把握調査など、介護支援専門員が専門職として高い評価を得るための基礎資料を作成するための各種調査を行った。

さらに日本介護支援専門員協会が一般社団法人化したことに伴い、より責任ある職能団体と位置づけが明確となり、本会もさらに組織強化と活動強化を推し進めることが求められている。

### 〔事業実施内容〕

#### 1 総会の開催

期 日 平成20年6月7日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 10階 大会議室  
出 席 114名  
議 案 議案第1号 平成19年度事業報告並びに決算について / 監査報告  
議案第2号 規約の一部改訂について  
議案第3号 平成20年度事業計画並びに収支予算について  
議案第4号 役員を選任について

#### 2 監事会の開催

期 日 平成20年4月19日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
案 件 1) 平成19年度事業報告並びに決算監査について 2) 総会の監査報告について

#### 3 理事会の開催（年5回開催）

〔第1回〕

期 日 平成20年4月19日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
案 件 1) 平成19年度事業報告並びに決算見込みについて  
2) 平成20年度事業計画（案）並びに予算（案）について  
3) 第1回研修会の内容について 4) 総会の進め方について

## 〔第2回〕

期 日 平成20年6月24日（火） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第2会議室  
 案 件 1) 会員の入会状況の確認について 2) 部会の設置等事業の進め方について  
 3) 年間事業スケジュールの確認について 4) 講習会での人材育成について

## 〔第3回〕

期 日 平成20年9月20日（金） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 諸連絡（東北ブロック会議等）について 2) 会員の入会状況の確認について  
 3) 部会の設置等組織のあり方について

## 〔第4回〕

期 日 平成20年11月29日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 上半期事業評価について 2) 次年度の方針について  
 3) 各部会の設置・会則の変更について

## 〔第5回〕

期 日 平成21年2月7日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 平成20年度事業報告・決算見込みについて  
 2) 平成21年度事業計画（案）・予算（案）について  
 3) 各部会の設置・会則の変更について

**4 各部会の開催**

## (1) 研修部会の開催（年2回開催）

## 〔第1回〕

期 日 平成20年9月20日（金） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 部会の設置・構成について 2) 平成20年度の活動計画について

## 〔第2回〕

期 日 平成20年11月29日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 平成20・21年度の活動計画について

## (2) 調査・研究部会の開催（年2回開催）

## 〔第1回〕

期 日 平成20年9月20日（金） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 部会の設置・構成について 2) 平成20年度の活動計画について

## 〔第2回〕

期 日 平成20年11月29日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 平成20・21年度の活動計画について

## (3) 広報部会の開催（年3回開催）

## 〔第1回〕

期 日 平成20年7月5日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 平成20年度の活動計画について 2) 第1回広報作成（案）について

## 〔第2回〕

期 日 平成20年11月1日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 第2回広報作成（案）について 2) 発行時期について

## 〔第3回〕

期 日 平成20年1月31日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室  
 案 件 1) 第2回広報作成（案）内容等について 2) 発行時期について

**5 秋田県介護支援専門員連絡協議会研修会の開催**

期 日 平成20年6月7日（土） 会 場 秋田県社会福祉会館 10階 大会議室  
 出 席 114名  
 内 容 講演 介護報酬改定 ～ケアマネジャーが今求められることについて～  
 講師 日本介護支援専門員協会 副会長 鷲見 よしみ 氏

**6 各地区組織への活動費の助成**

県内3地区（県北・中央・県南）組織へ助成（@150,000円×3地区）

**7 会員の加入促進**

各地区組織において加入促進を図り、会員は1,168名（新規会員164名 賛助会員1団体1名）となった。H19年度会員1,141名（新規会員191名 賛助会員1団体）

**8 全国等会議・研修会への参加**

- ・平成20年度日本介護支援専門員協会通常総会  
期日 5/25（日） 会場 東京都千代田区弘済会館 福本会長参加
- ・平成20年度日本介護支援専門員協会支部長会議  
期日 6/14（土） 会場 東京都港区産業貿易センター浜松町館 福本会長参加
- ・平成20年度東北ブロック会議  
期日 8/23（土） 会場 仙台市フォレスト仙台 福本会長・佐藤副会長・佐々木副会長参加
- ・平成20年度日本介護支援専門員協会第1回定時社員総会  
期日 11/23（日） 会場 大阪市OCMAホール 福本会長参加
- ・平成20年度日本介護支援専門員協会第2回定時社員総会  
期日 3/29（日） 会場 東京都千代田区主婦会館プラザエフ 福本会長参加

**9 会議・研修等への協力及び出席**

[県関係]

- ・秋田県地域ケア体制構築事業に係る圏域別協議会 年2回
- ・秋田県地域医療連携推進検討会 年3回
- ・平成20年度介護予防支援指導者研修 ・高齢者対策協議会 年3回

[県社協]

- ・平成20年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・秋田県福祉保健人材・研修センター運営委員会
- ・「福祉の就職総合フェア2008in秋田」福祉資格取得コーナーでの説明・相談
- ・介護サービス情報の公表に係る調査決定委員会

[県社会福祉士会]

- ・介護支援専門員受験対策講座 ・介護支援専門員受験対策直前模擬試験

[日本ケアマネ協会]

- ・平成21年度介護報酬改定に向けての意識調査協力 ・主任ケアマネ実態調査協力
- ・老人保健事業推薦費等補助金事業「地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所主任介護支援専門員実態調査及びあり方検討事業」に係る調査協力

[LL財団関係]

- ・平成20年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程I・II）
- ・平成20年度介護支援専門員実務従事者基礎研修
- ・平成20年度主任介護支援専門員研修
- ・平成20年度介護支援専門員実務研修
- ・平成20年度秋田県介護支援専門員研修委員会 年3回

**10 関係機関への協力及び出席**

- ・平成20年度21世紀の医療を守る会総会  
期日 7/19（土）  
会場 秋田県総合保健センター 菊地 真人 氏 代理出席
- ・平成20年度介護保険制度に関する研修会  
期日 11/29（土）  
会場 秋田県総合保健センター 佐藤 哲彦 氏 出席

## 平成20年度 収支決算

(収入) (単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減(△)	備考
1. 会費収入	4,214,500	4,287,000	72,500	県北地区 大館鹿角 @1,500×185人=277,500 鷹巣阿仁 @1,500×85人=127,500 能代山本 @1,500×125人=187,500 中央地区 男鹿南秋 @1,500×79人=118,500 秋田市 @1,500×187人=280,500 本荘由利 @1,500×131人=196,500 県南地区 大曲仙北 @1,500×129人=193,500 横手平鹿 @1,500×114人=171,000 湯沢雄勝 @1,500×133人=199,500 日本介護支援専門員協会入会金 @1,000×164人=164,000 日本介護支援専門員協会年会費 @2,000×1,168人=2,336,000 日本介護支援専門員協会賛助会費 @30,000×1団体=30,000 @5,000×1人=5,000
2. 事業収入	75,000	60,500	△ 14,500	第1回研修会会員参加費 @500×119人=59,500 // 非会員参加費 @1,000×1人=1,000
3. 還元金収入	234,000	68,600	△ 165,400	日本介護支援専門員H19年度会員取扱手数料 新会員@200×193人=38,600 賛助団体会員H19@15,000×1団体=15,000 H20@15,000×1団体=15,000
4. 寄付金収入	1,000	0	△ 1,000	
5. 雑収入	1,000	1,081	81	預金利息8月分288 2月分793
6. 繰越金収入	401,282	401,282		
計	4,926,782	4,818,463	△ 108,319	

(支出) (単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減(△)	備考
1. 会議費	450,000	410,575	△ 39,425	総会30,815 監事会 8,625 理事会(5回) 232,500 研修部会・調査・研究部会(2回)69,700 広報部会(3回) 68,265
2. 事業費	550,000	548,088	△ 1,912	
①研修会等開催費	100,000	98,088	△ 1,912	第1回研修会会場料、講師謝礼等
②圏域組織助成金	450,000	450,000	0	@150,000×3地区(県北・中央・県南)
3. 全国等会議・研修費	300,000	254,465	△ 45,535	5/25通常総会旅費 34,567 6/14支部長会議旅費37,807 8/23東北ブロック会議旅費67,084(3人分) 11/23第1回定時社員総会旅費80,440 3/29第2回定時社員総会旅費34,567
4. 全国等会費	2,503,000	2,535,000	32,000	日本介護支援専門員協会入会金164,000 年会費2,336,000 賛助会費 35,000
5. 広報費	411,000	465,970	54,970	会報発送費 2回分 @75,248+@59,522=134,770 会報印刷費用・紙代等 @180,000+@151,200=331,200
6. 事務費	300,000	273,221	△ 26,779	消耗品費・通信運搬費・振込手数料 23,221 事務委託費 250,000
7. 予備費	412,782	0	△ 412,782	
計	4,926,782	4,487,319	△ 439,463	

※収支差し引き額 331,144 円を次年度に繰越

## ◆ 秋田県介護支援専門員連絡協議会 運営規則改正 ◆

## 1 運営規則の一部改正

（理 由）日本介護支援専門員協会年会費額が改正されたことにより、改正する。

## 改正前

（入会）

第2条（3）本会に入会しようとする者は同時に日本介護支援専門員協会に入会するものとする。

（会費）

第7条（2）日本介護支援専門員協会年会費金2,000円を前項の会費に添えて納付するものとする他、入会初年度に限り入会金1,000円を納付するものとする。（年度の途中で入会した場合も同様とする。）

（3）規約第5条第1項第2号に規定する者の会費は、年額2,000円とする。

## 改正後

（入会）

第2条（3）本会に入会しようとする者は同時に一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下「日本介護支援専門員協会」という。）に入会するものとする。

（会費）

第7条（2）日本介護支援専門員協会年会費金5,000円を前項の会費に添えて納付するものとする他、入会初年度に限り入会金1,000円を納付するものとする。（年度の途中で入会した場合も同様とする。）

（3）規約第5条第1項第2号に規定する者の会費は、年額5,000円とする。

※ ただし、平成21年度は日本介護支援専門員協会年会費金4,000円を納付、1,000円を秋田県介護支援専門員連絡協議会へ事業活動費として納付する。

附 則 この規則は、議決の日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

## ◆ 秋田県介護支援専門員連絡協議会 規約改正 ◆

## 1 規約の一部改正

（理 由）日本介護支援専門員協会の一般社団法人移行にかかる秋田県支部代議員選出選挙の為、改正する。

## 改正前

（事 業）

第4条（7）日本介護支援専門員協会の支部に関する業務

（役 員）

第11条 6 代議員は会長が理事の中から指名する。

## 改正後

（事 業）

第4条（7）一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下「日本介護支援専門員協会」という。）の支部に関する業務

（役 員）

第11条 6 日本介護支援専門員協会代議員については、日本介護支援専門員協会定款第8条に基づいて算出された代議員定数とし、代議員選出選挙規定第2条、第3条及び第4条の定めにより本会において選出、選任するものとする。

附 則 第7条 この規約は、議決日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

## 平成21年度 事業計画

### 〔活動方針〕

平成21年4月からの介護報酬改定では、介護支援専門員は介護保険制度の要としての評価を得た。介護支援専門員は、この結果を真摯に受け止め、更なるサービス向上を図ることが責務といえる。

こうした中で、今年度は、介護保険制度の中核としての役割を担う専門職として、ひとりひとりが更なるスキルアップに取り組み、社会福祉を担う専門職集団としての会活動の強化を図っていく。昨年、日本介護支援専門員協会が一般社団法人格を取得したことに伴い、本会法人化取得のための調査・研究部会として準備会を設置し、社会に貢献する職能団体として県支部及び地区協議会の役割を明確化し、相互に連携するシステムを構築していく。

また、会員である介護支援専門員の個々の相談に対応すべく、相談活動のあり方を模索するとともに、秋田県や長寿社会振興財団と、介護支援専門員研修のあり方について協議を重ねていく。

さらに3年後には再び介護報酬改定が行われることから、今回の介護報酬改定を検証しながら、次回改正に向けた準備を進めていく年度としていく。

### 〔事業計画内容〕

#### 1 組織の強化・拡大

会員の加入促進を図るために、各地区組織において未加入者への情報提供及び呼びかけを積極的に行うほか、規約に記載された部会の設置や委員構成について検討し、組織基盤を強化する。また、法人化に向けて定款や規約の策定などの取り組みを検討する。

#### 2 会務の運営

- 1) 総会（年1回）                      2) 理事会（年5回）                      3) 監事会（年1回）  
4) 部会（随時 年3回）    ①研修部会    ②調査・研究部会    ③広報部会

#### 3 各地区研修会の開催・助成

介護保険法改定に向け、当面する課題等への対応の検討が求められており、各地区単位で自主的に行う文書発送や広報活動などの組織活動に対し助成する。

助成額    1地区 150,000円    3地区（県北・中央・県南）

#### 4 研修会の開催

##### 〔第1回研修会〕

総会終了後、会員の資質向上及び知識等共有するための研修会を行う。

期 日 平成21年6月6日（土）                      会 場 秋田県社会福祉会館 10階大会議室

対象者 会員及び県内の介護支援専門員

内 容 講演 認知症を地域で支えていくケアマネジャーの役割について

講師 秋田県立脳血管研究センター 神経内科学研究部長 長田 乾 氏

##### 〔各地区研修会〕

各地区にて全体研修会をそれぞれ開催する。企画・運営は各地区組織主体となっていく。

期 日 平成21年6月頃～2月頃                      会 場 県内3地区（県北・中央・県南）

内 容 各地区にて企画・県レベルから全県に案内・取りまとめは各地区

##### 〔秋田県介護予防支援従事者研修会〕

県長寿社会課から委託の秋田県介護予防支援従事者研修会を本会で開催する。

期 日 平成21年9月頃～2月頃                      会 場 秋田県社会福祉会館 10階大会議室

内 容 研修部会にて企画・全県に案内

#### 5 情報活動の展開

制度改定等の動きや各地区組織における取り組みを紹介するとともに、会員への情報提供のあり方を研究しながら、広報活動に努める。また、今年度も各会員ひとりひとりに対する年2回（8月、3月）の広報誌発行を行う。

#### 6 日本介護支援専門員協会全国会議、研修等への協力及び参加

- 1) 日本介護支援専門員協会への代議員の派遣  
2) 介護支援専門員協会研究大会・勤務体系別研修等への参加

#### 7 関係機関・団体の会議・研修等への参加協力



## 平成21年度 収支予算

(収入) (単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減(△)	備考
1. 会費収入	7,791,000	4,214,500	3,576,500	県北地区 大館鹿角 @2,500×185人=462,500 鷹巣阿仁 @2,500×85人=212,500 能代山本 @2,500×125人=312,500 中央地区 男鹿南秋 @2,500×79人=197,500 秋田市 @2,500×187人=467,500 本荘由利 @2,500×131人=327,500 県南地区 大曲仙北 @2,500×129人=322,500 横手平鹿 @2,500×114人=285,000 湯沢雄勝 @2,500×133人=332,500 日本介護支援専門員協会入会金 @1,000×164人=164,000 日本介護支援専門員協会年会費 @4,000×1,168人=4,672,000 日本介護支援専門員協会賛助会費 @30,000×1団体=30,000 @5,000×1人=5,000
2. 事業収入	360,000	75,000	285,000	第1回研修会参加費 @1,000×10人=10,000 県長寿社会課からの研修委託費 350,000
3. 還元金収入	233,600	234,000	△ 400	日本介護支援専門員H20年度会員取扱手数料 正会員@200×1,168人=233,600
4. 寄付金収入	1,000	1,000	0	
5. 雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
6. 繰越金収入	331,144	401,282	△ 70,138	
計	8,717,744	4,926,782	3,790,962	

(支出) (単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減(△)	備考
1. 会議費	500,000	450,000	50,000	理事会 300,000 総会・監事会 50,000 部会等 150,000
2. 事業費	2,170,000	961,000	1,209,000	
①圏域組織助成金	450,000	450,000	0	@150,000×3地区(県北・中央・県南)
②研修会等開催費	600,000	100,000	500,000	第1回研修会 100,000 その他150,000 介護予防支援従事者研修 350,000
③調査・研究費	600,000	0	600,000	調査研究活動 600,000 NPO法人取得、アンケート調査
④広報費	520,000	411,000	109,000	会報発送費 @80,000×2回=160,000 会報印刷費用・紙代等 @180,000×2回=360,000
3. 全国等会議・研修費	300,000	300,000	0	旅費が支給されない関係会議への出席旅費 東北ブロック会議への出席旅費
4. 全国等会費	4,871,000	2,503,000	2,368,000	日本介護支援専門員協会入会金・年会費・賛助会費
5. 事務費	300,000	280,000	20,000	通信運搬費 20,000 振込手数料 10,000 事務委託費 250,000 消耗品費 20,000
6. 予備費	576,744	432,782	143,962	
計	8,717,744	4,926,782	3,790,962	

# 「秋田県支部代議員が決まる」

平成21年6月6日（土）総会にて、平成21年度秋田県支部代議員及び予備代議員の選出に係る選挙が行われましたので、次のとおりご報告いたします。なお、代議員選挙に対する皆様の多大なる御協力に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

## ●秋田県支部代議員

福本 雅治 （施設名）東恵園地域生活支援センター  
 佐藤 哲彦 （施設名）特別養護老人ホーム偕生園  
 佐々木 生久夫（施設名）羽後町高瀬居宅介護支援事業所

## ●秋田県支部予備代議員

米川 譲 （施設名）特別養護老人ホームよねしろ



## 「コラムを掲載してみませんか？」

当広報では、皆さんからのコラムを募集します。仕事のこと、趣味のこと、普段思っていること、恋愛について・・・等々テーマは自由です。字数は400字以内。川柳もOK！実名・ペンネームどちらでもかまいません。皆さんからのご応募、心よりお待ちしております。

送り先は、下記です。郵送、ファックスまたはE-mailにてお送りください。

《あて先》

秋田県介護支援専門員連絡協議会 事務局 「コラム募集」係

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyo.or.jp

（広報部会）



## Column 「マネジメント」・・・こんなところにも

釣りの世界にも、“マネジメント”がある。対象魚やその大きさをイメージして、「今日はこのくらいの腰のある竿を使おう。」とか「最近大型が回遊している様だし、竿は○号、糸は○号、ハリスは・・・針は・・・」など、その状況に応じ釣具をアレンジしていくのも釣りの楽しさの1つでもある。色々な趣味やスポーツ、または生活の中にもこのようなマネジメントは存在しているはずです。

思えば仕事も同じで、的確な状況判断と目標に向けての方向性や多種多様のアプローチ。趣味の世界と何ら変わらないプロセスがあり、うれしさも苦い経験もある。

この業界（介護）にはいり、県内の同じ趣味の方と知り合い一緒に釣行に行く機会もでき、仕事のみではない出会いに感謝したこの頃です。

・・・県南会員の方から・・・

# 【研修報告】

各地区で行われた研修を紹介します。研修は、地区を超えて受講することができます。所属以外の地区の研修にも、ぜひ参加してみましょう。

## 秋田県介護支援専門員連絡協議会 第1回研修会

### 「地域に期待される認知症ケア」

講師：秋田県立脳血管研究センター  
神経内科 長田 乾 氏  
日時：平成21年6月6日 (土)  
13:00～14:30  
場所：秋田県社会福祉会館 10階会議室  
参加者：94名

第1回研修会では、秋田県立脳血管研究センター神経内科の長田乾先生より、「地域に期待される認知症ケア～認知症を地域で支えていくケアマネジャーの役割について～」と題して、認知症老人の将来推計等を踏まえ、地域でのケアマネジャーの役割についての課題等が示されました。



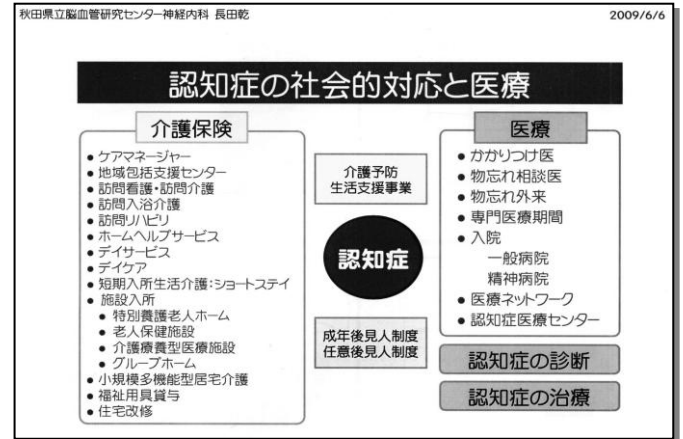
### 《認知症の早期発見・早期治療の意義》

- ・可逆性の認知症 (treatable dementia) は、早期発見により治療を確実にこなうことが可能である。
- ・患者本人及び家族が病気についての理解を深め、準備性が高まり、不安が軽減できる。
- ・家族や介護者が適切な介護方法や対処方法を学習する時間を確保し易く、病気の進行に合わせて適切にケアすることにより、認知症の進行を抑制できる。
- ・アルツハイマー病であれば薬物療法による進行抑制が可能である。

### 《家族や介護者への対応》

- ・「認知症は病気である」と云う認識を十分に説明する。
  - ・患者さんの行動や言動を理解する、受容する。
  - ・常に完璧な介護を求めず、福祉施策を積極的に活用するように支援する。
- ◎やはり早期発見・早期治療の実現のためには、医療との連携も含めた、ケアマネジャーの関わりが重要となりますが、例えば、認知症の周辺症状 (BPSD) 等のような専門用語に

ついても、共通言語として身に付けていなければ、医師と対等な土俵の上で話しが出来ません。これからもスキルアップを目指して頑張らしましょう。



## 中央地区介護支援専門員協議会 第1回研修会

### 「平成21年度からの介護保険 (介護報酬 Q&A 及び平成20年度実地指導状況)」

講師：秋田県健康福祉部 福祉政策課  
地域福祉・監査班

副主幹 進藤 啓介 氏

日時：平成21年5月13日 (水)  
15:00～17:00

場所：秋田県社会福祉会館 10階会議室  
参加者：120名

### 《はじめに》

現在においても、介護支援専門員の業務における事務作業が時間的・精神的負担 (介護報酬の解釈について考えるという意味でも) が少なくない状況は明らかです。今年度は特に、居宅の介護支援専門員にとっては、サービス事業所毎に異なる加算への対応など、現在も、完全に落ち着いているとは言いがたい状況だと思われます。中央地区役員一同、厚労省と美の国秋田ネットでのQ&Aを参考にしつつ、会員皆で解釈の念を押したい場を作りたいという考えで、今年度最初の研修テーマは早々と決めておりました。さて、誌面は限られ、一部分だけですが研修報告です。

### 《平成20年度指導監査より》

(居宅介護支援)

- ・ 家族の個人情報について同意を得ていないケースが多かった。
- ・ 指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に適切に対応・記録（2年間保存）し、対応策も説明すること。
- ・ 医師やインフォーマルサービスについては、担当者会議への出席は必ずしも必要ではない。
- ・ 月末からのサービスで当該月のモニタリングできないのは仕方ないと考えられるので、それを理由に減算する必要はない。
- ・ 悪意（書類偽造等）や重大なミス以外は、ペナルティーを科すというような強い姿勢での指導ではない。適切な事業運営をやってもらいたいだけである。

### 《介護報酬の改定》

#### （居宅介護支援）

- ・ 運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等の利用者にサービスを提供する場合は所定単位数の5%が加算されるが、具体的な地域については各市町村に確認すること。
  - ・ 独居高齢者加算について、ケアハウス等介護付の施設（高齢者専用賃貸住宅も含む）で生活している場合は支援困難生活に該当せず、そこで居住していると考えられるので算定はできない。ただ、たとえば、1ヶ月又は1ヶ月を超えるショートステイを利用している独居高齢者については、ショートステイが居住地とはならないので算定できる。有料老人ホームは施設によって対応が異なるのでケアマネの判断。
- （施設サービス費用等）
- ・ 日常生活継続体制加算（特養）について、介護福祉士の数、要介護4・5の入所者等の数を記録し、要件を満たさなくなった場合は直ちに県に届ける。
  - ・ 看護体制加算（Ⅱ）（特養・短期生活）について、当該機能訓練指導員が看護職員として業務に従事している実態があれば、当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員数の中に含めることは可能。看護体制（Ⅰ）については、看護職員としての業務以外に従事する看護職員によって同加算を算定することは好



ましくない。（平成21年4月改定Q&A）

- ・ サービス提供体制強化加算（特養・老健・短期生活・短期療養）について、毎月、直近3月の職員割合を記録すること。要件を満たさなくなった場合は直ちに県に届けること。

### 《その他》

- ・ 美の国あきたネットに自己点検表の改訂版を掲載。 以上

### 県南地区介護支援専門員協議会 第1回研修会

#### パネルディスカッション

#### 『～けあまね地域連携活用術～

#### 『そうだ！包括を呼ぼう』

講師（コーディネーター）：特別養護老人ホーム平成園 施設長 栗林 孝得 氏  
 パネリスト：仙北市包括支援センター 主任保健師 新山紀恵子 氏／横手市南部地域包括支援センター 主任介護支援専門員 佐藤玲子 氏／湯沢市地域包括支援センター 社会福祉士 織田 正 氏／ケアステーションこころ 管理者 飯塚養子 氏／介護プラザすずらん居宅支援事業所 管理者 藤巻恵梨子 氏

日時：平成21年5月16日（土）

14：00～16：00

場所：ニュー千寿苑（湯沢市）

参加者：120名

秋田県地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会会長の栗林氏をコーディネーターにお迎えし、県南地区（大仙・横手・湯沢）各圏域の地域包括支援センターおよび各居宅支援事業所での現状や課題点等についての討議・検討を行い、在宅高齢者の生活を支えていく為にどのような連携をして行けば良いか、また情報の共有の在り方など、助言を頂きながら会場の参加者を含め、活発な意見交換が行われました。



研修会終了後は、懇親会にて和気あいあい（ドッキドキ～）なゲーム等で、より一層の連携を確認し合った県南地区研修会でした。

県内会員の皆様・・

県南研修会へも、おざってたんしえ！



## ケアマネ・ペンリレー



「とりあえず・・・ま、いっか・・・」

北秋田市「老人保健施設もりよし荘」 庄司 みどりさん

ケアマネの資格を有しても実は私、理学療法士として、  
いつもは訓練室で利用者とともに悪戦苦闘？しております。

職業柄リハビリプログラム作成時どうしてもできるか、できないかとか、  
身体機能面にこだわる傾向にあります。  
リハビリも過去には、目標設定が家庭復帰など大まかなものが主流でしたが、  
ちかごろでは、その人の生活目標を目指したプログラム設定となり、  
その人がその人らしく生活するポイント、  
生きがい、楽しみの支援にむけての取り組みが重要となっています。  
強いて言えば、昔は先を決定して状況に状態を合わせ、がんばってね。  
何てことだったような気がします。

そこには家族や本人の意思というよりは、勝手にこちらで決めた目標でありました。  
近頃は本人、家族の意向、自主性を重んじた内容となり、  
仮に、施設入所中であっても在宅であっても生活の内容が重要であって  
そのため利用者本人を深く理解しないとプログラムできません。  
能力、器質的なものはある程度観察、予想はたてられますが、  
何を望み、どうしたい、これからどう生きるかなんて・・・難しいです。  
皆さんも悩みは同じだと思いますが。  
共感、共鳴、判っているけど・・・  
悩み悩んでどっぴり沈んで、私自信浮き上がれずもがいている感じ。

こんな私ですが根は能天気、まっいっか、適当に、いいんじゃない。がモットー。  
そういう訳で多分にまわりの苦勞は図り知れませんが。感謝。  
考えることは、いろいろありますが、結構明るい雰囲気です利用者と共に訓練しています。

近くにおいでの際は施設の玄関を入りすぐ右手がリハビリ室ですので  
気楽にお声をおかけください。では、またお会いできる日を。

次は、中央地区から 由利本荘市  
「由利本荘市社協 岩城居宅介護支援事業所」管理者 木原由美子さんです。



## Column「小なるものの大なる感動」

ある利用者さんの家のテーブルで、何本かの小さな花々が、小さな花瓶のなかで微笑んでいるように並んでいました。まるで兄弟姉妹のように。少し萎れはじめており「もっと早く来てよ！」と囁いているようでもありました。思わず「すまなかった」と心の中で答えようとする自分に気付きました。

## 「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り

### ✉ メールマガジンに登録しましょう!! ✉

先日より、日本介護支援専門員協会の広報である「JCMA便り」がペーパーベースで発行されました。ご覧になりましたか？ 協会としては、経費を削減する為、電子媒体での情報提供を目指していますが、インターネット環境に慣れていない会員へも確実に情報を提供する為には、紙媒体で発行することがベターであるとの判断です。

先日、メールマガジンの配信状況が示されました。全国の31.1%の協会会員が登録しています。秋田県は、26.4%でした。便利な携帯電話でのメール配信も行っています。今回は、最近の携帯版のメールマガジンを掲載します。とても簡潔にまとまっていますよ。是非登録しましょう！！



#### 【参考】 メールマガジン配信状況

	【秋田県】	【全国】
配信対象数 (在籍者数+オンライン)	1,309	44,014
配信数(携帯、PC)	345 (41、305)	13,761 (1,615、12,193)
配信数÷登録在籍者数	26.4%	31.3%

—★\*:。★\*:~—

2009. 6. 29

#### 日本介護支援専門員協会 メルマガ携帯版 第82号

★平成21年6月28日、当協会は社員総会を都内で開催、各都道府県支部からおおむね500人に1人の割合で選挙で選出された新代議員によって審議が行われました。今期(平成22年度末まで)の代議員総数は102名です。

★木村会長は挨拶で、「今日出席している代議員の皆さんひとり一人が500人の声を集約してここに臨んでいるといえるため、前向きな議論をお願いしたい」と述べました。

また、今期は地域支部、都道府県支部が磐石な体制になってこそ会員を守れるといういわゆる「三層構造」を進めていくことや、国家資格化に向けて本格的に検討を進

めることを話しました。

★報告事項は、①会務報告や広報等の協会の状況、②主任介護支援専門員の実施体制の確保や、新型インフルエンザ対策等の事業について、③国の動きを中心とした重要事項の経過報告の説明と質疑応答が行われました。

★第1号議案「平成20年度事業報告(案)」および第2号議案「平成20年度決算報告(案)」は、一括で説明と審議が行われました。決算報告では正味財産期末残高は、19年度マイナス16,004,483円からプラス9,462,554円となったことが担当役員より説明されました。

★続いて、水野谷監事よりこれらの書類が法令及び定款に照らして適法かつ適正であるとする「監事監査報告書」が読み上げられ、出席代議員数86名(委任状13通含

む)の満場一致で承認されました。

★第3号議案「平成21年度収支補正予算(案)について」は、一般社団法人法に則って代議員を選出するため、都道府県代議員選挙費支出を追加すること等が説明され、委任状13通含む賛成83名で、出席代議員数86名の3分の2を超えていることにより承認されました。

—★\*:。★\*:~—

2009. 7. 15

#### 日本介護支援専門員協会 メルマガ携帯版 第83号

★平成21年7月13日、要介護認定の見直しに係る検証・検討会(第2回)が開催されました。

★当協会では会員のうち、居宅介護支援事業所に所属登録をしている方全員を対象に要介護認定の見

直しについての調査を実施し、調査結果の中間報告（メール受信分）をこの日の資料として提出しました。調査にご協力いただいた会員の皆様に深く感謝申し上げます。

★厚労省が公表した調査結果によると、新基準による要介護認定は一次判定ではある程度「軽度化」するものの、二次判定（経過措置適用後）では「前回と大きな違いがない」という結果が示されました。厚労省に寄せられた質問や自治体からの意見、また当協会の調査結果からは、麻痺、拘縮等1・2・5群に関する項目が調査員の悩む広告という傾向がみられることがわかりました。

★当協会の木村会長は、協会の調査中間報告から「調査員は一連の仕事の中でペーパーレスも狙って見直しがされたと思っているが、逆に新しい要介護認定では特記事項をきちんと書かなければ要介護度が下がってしまうということから、一生懸命記載し、その分時間がかかっている」「今回の経過措置により調査員も審査員もモチベーションが落ちてしまい、認定審査会などやらなくてもよいのではないかという意見もかなりあった」と述べました。

★今後の参考として「区分変更をする際に暫定プランになるため保険者側がスピーディな処理をしないと確定したケアプランを算定できないという問題も浮かび上がってきた」とも述べました。

★次回は郵送調査分も含めて集計した上で、提言を提出する予定です。

—★\*:。★\*:~—

2009. 7. 21

日本介護支援専門員協会  
メルマガ携帯版 第84号

★高額医療・高額介護合算療養費

制度の受付事務が8月1日からスタートします。医療保険上の世帯単位で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）にかかった医療保険（長寿医療含む）と介護保険における自己負担の合計が著しく高額になる場合に、申請に基づいて基準額を超えた部分が支給される仕組みです。

★基準額は世帯員の年齢や所得に応じて設定されています。また、初年度に該当する部分は、計算期間の途中の平成20年4月1日分から制度が施行されることになるため、当該期間を同日から平成21年7月31日まで（12ヶ月→16ヶ月間）とし、自己負担限度額を4/3の額とする等の特例措置が敷かれます。

★社会保障審議会の医療部会及び医療保険部会で、平成22年度の診療報酬改定に向けた検討がスタートしました。

★舛添厚生労働大臣は、医療と介護の連携強化を図り、診療報酬と介護報酬の見直しを統一した方針によって行うための「医療・介護改革調整会議」を、7月24日に設置すると発表しています。事務次官を議長として、医政局、老健局、保険局の局長、審議官がメンバーとなります。

—★\*:。★\*:~—

2009. 7. 31

日本介護支援専門員協会  
メルマガ携帯版 第85号

★平成21年7月28日、要介護認定の見直しに係る検証・検討会（第3回）が開催されました。

★当協会では「要介護認定の見直しに係る提言書」とアンケートの調査結果を提出しました。提言内容のほとんどが対応されることになりました。

★見直しによりバラツキが大き

出る、また自治体からの質問や意見が多い項目を中心に43項目について調査員テキストの判断基準の修正を行うことが合意されました。

★たとえば「麻痺」については腕を上げるだけでなく静止できるかどうか、「起き上がり」等では自分の身体の一部を支えに行う場合は「できる」ではなく「何かにつかまればできる」を選択するという方向です。

★調査員に対しては、DVD教材、インターネットを利用することにより、全国で同一内容の研修を時間・場所を問わず行えるようにするなどの対策もとられます。

★修正したテキストによる認定は、10月1日を目途にスタートできるように準備が進められ、同時に経過措置は終了する見込みです。

★検討会では、これらの内容を示す「要介護認定方法の見直しに係る検証を踏まえた見直しについて」の骨子案について、委員から数か所の修正が入り了承されました。

★木村会長のコメントはパソコン版に掲載しています。

★調査にご協力いただいた皆様、有難うございました。



—★\*:。★\*:~—

2009. 8. 10

日本介護支援専門員協会  
メルマガ携帯版 第86号

★8月7日「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会（第4回）」が開催されました。平成21年介護報酬改定の審議事項に盛り込まれた福祉用具に関する宿題事項を議論するため、その基礎資料となる調査の内容が提示されました。

★調査は、福祉用具貸与・販売事業所が実施している具体的な作業の把握がされず、議論をする際の共通認識が得られていないこと等からサービス事業者を対象にするものと、居宅介護支援事業所の協力を得て利用者を対象に満足度を把握するものが実施されます。

★当協会の木村会長は検討会委員として、事業者に対する調査ではサービス担当者会議に単に出席した回数ではなく、医師や、PT, OT, ST, 福祉用具専門相談員などの関連職種の出席状況も把握できるように設計することを要望しました。

★利用者に対する定点調査では、単に大括りで車いすや特殊寝台等の用具を導入したから改善したということを見るのではなく、例えば電動車いすやベッドのモーター数等、同じ種目の中でも「機能の違い」が分かるようにしなければ、利用者の状態像の予後に応じた給付がされているのかどうかの把握ができずに意味がないと発言しました。

★調査は今月末にもスタートします。この調査によって福祉用具の保険給付の在り方が変わる重要な調査です。

★日本協会事務局は、8月13日(木)～8月16日(日)まで休

業させていただきます。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

—★\*:。★’\*:~—

2009.8.11

日本介護支援専門員協会  
メルマガ携帯版 第87号

★本年4月からの要介護認定方法の見直しの影響については、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」においての議論・検証を経て、認定調査員テキストの判断基準を修正するなどの措置がとられることになりました。

★要介護認定方法の見直しについては、次のように取扱われます。  
○9月30日までに申請が行われた場合は、現行テキストを使用し、経過措置も適用されます。  
○10月1日以降の申請は、今回修正された改訂版テキストが使用され、経過措置の適用はされません。

★「認定調査員テキスト2009改訂版」「介護認定審査会委員テキスト2009改訂版」は当協会のホームページにも掲載しています。

★厚生労働省主催の「要介護認定調査員ブロック研修会」(無料、交通費は各自負担)が、8月17日(月)の東京会場を皮切りに開催されます。

★研修内容の概要は、8月18日から動画配信(無料)もされるほか、8月下旬には、この動画を収録したDVD教材が全国の自治体に配布されます。  
要介護認定適正化事業ホームページ ([www.nintei.net](http://www.nintei.net))

★今年度も国民生活センターの「消費者問題出前講座」が開催されます。高齢者や障害者等を対象に、20名以上集まれば無料で講師が派遣されます。  
申込・問い合わせ先(社)全国消費生活相談員協会 事務局  
TEL. 03-3449-2749 FAX. 03-3448-9830

\*\*\*\*\*  
詳細は、メルマガパソコン版で！  
配信翌日に会員専用頁に掲載。  
↓ホームページ↓  
<http://www.jcma.or.jp>  
↓会員専用頁の入り口↓  
[https://www2.jcma.or.jp/jcma\\_member/member/login.aspx](https://www2.jcma.or.jp/jcma_member/member/login.aspx)  
システムの都合上携帯電話からはアクセスできません。  
\*\*\*\*\*  
日本介護支援専門員協会  
info@jcma.or.jp  
TEL 03-3548-7955  
FAX 03-3548-7956  
\*\*\*\*\*



### 皆さんの声をお聞かせください！

広報部会では、より充実した内容を目指しています。皆様からのご意見、ご感想、お待ちしております。送り先は下記まで郵送、ファックスまたはE-mailにてお送りください。

(広報部会)

【送り先】秋田県介護支援専門員連絡協議会 事務局

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyo.or.jp



# 秋田県介護支援専門員協議会 各地区インフォメーション



## 県北地区介護支援専門員協議会

地区会長 福本 雅治（東恵園地域生活支援センター）  
事務局 花田 優（東恵園地域生活支援センター）  
TEL：0186-31-0100 FAX：0186-23-8030  
地区会員 360名



### 【活動報告】

6月20日（土）、能代市にて「秋田社会保険病院の公的な存続・拡充を望む地域住民の集い」が開催され、県北地区介護支援専門員協議会より、袴田光樹理事が来賓として参加しました。シンポジウムでは、医療の立場から能代市山本郡医師会長、行政の立場から能代市長、福祉の立場を代表して袴田光樹理事がパネラーとして登壇、今後の地域医療・福祉の在り方をめぐってそれぞれの立場から熱弁をふるいました。

会場となった能代市文化会館には、1200名を超える方々が詰め掛け、市民の関心の深さがうかがえました。ちなみに、それまでの最多入場者イベントは、全盛期の松田聖子さんのコンサートで、入場者数は1100名でした。

県北地区介護支援専門員協議会では、今年度も様々な研修を行うとともに、各圏域の医師会との懇談会を試みる等、医療連携に向けた活動にも力を注いでいます。



写真提供：北羽新報社様



## Column「風の音」

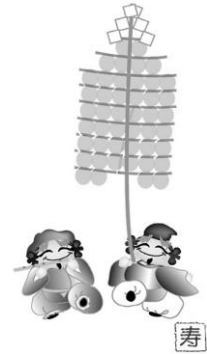
小雨は“しとしと”といいますが、弱い風は“そよそよ”といいますがね。

“しとしと”は雨が落ちる音に似ているのでわかるのですが、“そよそよ”はどうしてでしょうね。

今日も、木の葉が風に揺れています。“サラサラ”という風にも聞こえます。

## 中央地区介護支援専門員協議会

地区会長 岩谷 淳志（ケアプランセンターてんのう）  
 事務局 備後 文人（高齢者介護施設ぬくもり山王）  
 TEL.018-824-7000 FAX.018-862-1713  
 地区会員 317名 賛助会員1団体 1名



### 【活動報告】

秋田県は全国で6番目に面積が広い県です。中央地区（男鹿市・大潟村・八郎潟町・五城目町・井川町・潟上市・秋田市・由利本荘市・にかほ市）より狭い都府県も5つあります。比べなくても広いということは、各役員の方皆さんも実感しているところです。中央地区の役員会は、真ん中に位置する秋田市で行うのですが、特に由利本荘市は広いので、秋田市まで1時間以上かけて来る方もおります。予算の関係もあり、また、皆忙しい方々ばかりですので、何度も役員会を開催しないように、先を見ながら、短く、深く、中身を充実させることに努めています。時には議題からそれて、各地域の状況（時には観光情報も！）や介護保険の様式のこと、互いの事例について相談し合う等話題は多岐に渡ることもあります。

日本介護支援専門員協会は、国への働きかけ・メールマガジンによる情報提供などといった全国のケアマネジャーへの支援。県連絡協議会と地区協議会は、研修機会の提供とケアマネジャーからの相談窓口などといった秋田県内のケアマネジャーへの支援。いずれのケアマネジャーへの支援も、地域のケア体制への支援に直結するものであります。中央地区としても「効果的な研修の機会を提供する」という事業目標をモットーに今後も活動をすすめてまいります。

## 県南地区介護支援専門員協議会

地区会長 佐々木 生久夫（羽後町高瀬居宅介護支援事業所）  
 事務局 佐々木 尚敏（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）  
 TEL.0183-62-5313 FAX.0183-62-5314  
 地区会員 366名



### 【活動報告】

県南地区介護支援専門員協議会も4年目を迎えようとしています。

昨年度は、居宅・施設ケアマネへの実態調査を行い、会員の悩みや問題点を分析し、それに基づいて今年度は、4委員会（制度運用・学術研修・渉外広報・レクリエーション）の活動も内容等を検討しながら、研修会や各圏域別のワークショップを企画し、広報紙を通じての情報提供、会員の親睦を深めるためのレクリエーション活動の実施等に取り組み、各地域における会員の資質向上と地域におけるネットワークの構築を目標に、役員一同一層力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願い致します。 **県南4649!!**

# 【お知らせ】秋田県健康福祉部長寿社会課

## 《忘れていませんか？》

### 特定事業所集中減算に係る報告書の提出について

平成21年度前期の報告書の提出期限は、平成21年9月15日（火）です。正当な理由は平成20年度後期と同じです。訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれか紹介率90%以上の場合は、忘れずに提出してください。

なお、90%未満の場合であっても実地指導の際に確認しますので、報告書を作成して2年間は保管してください。報告書様式及び正当な理由は、「美の国あきたネット」に掲載しています。

## 平成21年10月より要介護認定の調査方法が一部見直されます

- 平成21年4月に、最新の介護の手間を反映させること、できるだけ認定結果のバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われていますが、厚生労働省の検討会で検証が行われ、認定調査の方法がさらに見直されることとなりました。この新たな方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。
- 9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

#### Q 今回の見直しは、なぜ行われるのか。

平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者等からなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。

具体的には、認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することとするなど、調査項目の考え方が一部変更されました。

#### Q 今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるか。

要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援1～2、要介護1～5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

#### Q 要介護認定の有効期間終了前でも再度申請をすることは可能か。

要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、

- ① 「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と判定された方は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。
- ② 「非該当」と判定された方は、再申請を行うことができます。

特に、4月から9月の間に新規に申請を行った方（初めて要介護認定の申請を行った方など）はご注意ください。

☆ 認定調査員として、要介護認定の調査をされる方は、修正版のテキストに基づき、実施されるようお願いいたします。

## ◀ 新型インフルエンザへの対応について ▶



県内の新型インフルエンザの患者数が増加しており、感染拡大期の段階に入りました。

短期入所や通所介護事業所で患者が発生した場合に感染の拡大を防止するため、厚生労働省の事務連絡「高齢者介護施設における留意点」等により、事業所の臨時休業等の対応方法が示されています。

臨時休業の要請が行われた場合は、「居宅介護支援事業者・訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供するようお願いします。」とされています。

必要性の高い利用者の判断や代替サービスの調整に当たっては、介護支援専門員の役割が重要になりますので、臨時休業が要請された場合等には、迅速で必要な対応をお願いします。

### 【問い合わせ先】

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県庁 秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班

TEL 018-860-1366

H P 美の国あきたネットURL <http://www.pref.akita.lg.jp/>

→ 健康・福祉 → 高齢者・介護・国保 → 介護支援専門員関連



## 「2011年7月25日」地上デジタル放送開始に向けたご協力について

2011年7月25日、テレビのアナログ放送は地上デジタル放送へと全面的に移行することは皆さんご承知のことと思います。

その推進を担当する総務省では、全国各47都道府県に「総務省テレビ受信者支援センター」（秋田県の機関の通称は「デジサポ秋田」）を設置し、市町村を回って公民館単位で説明会を行うなど、全世帯のデジタル放送移行に向けた準備、各世帯への周知広報を行っております。

さらに、それに伴いまして全戸配布にて広報パンフレット、個人世帯に対する出張説明希望紙が届けられますが、ご存知のように高齢者の夫婦のみ世帯や一人暮らし世帯においては、電話・FAX等が困難な場合が考えられます。

このたび、「デジサポ秋田」から、上記のような場合のフォローについて、民生委員・児童委員、介護支援専門員、老人クラブ等に対して協力をいただきたい旨の依頼がありました。

なお、これは、あくまでも『協力』の依頼であり、『義務』ではありませんが、会員の皆様にはこのことを御承知いただき、在宅の高齢者を訪問した際に問合せなどございましたら、「デジサポ秋田」の電話番号をお知らせする、地元で行われる住民説明会の最寄の会場・日時を教えるなど、業務に差し支えない範囲で御協力をいただきますようお願い申し上げます。

※ 詳細は、次ページをご覧ください。

秋田県介護支援専門員連絡協議会 会長

622S1

# 説明会にどうしても参加できない方のために 戸別訪問も実施します

**65歳以上の高齢者のみの世帯で**  
ご希望の方に対してはお宅に訪問して説明します。  
(所要時間は30分程度です。)



■申込多数の場合は順番待ちとなりますのでお早目に申込み下さい

戸別訪問をご希望の方は申込み用紙に  
必要事項を記入の上、ファクスでお送りください。

ファクス  
番号

# 018-884-3923

ファクスの送信間違いには  
十分ご注意ください。

※申込み書は、訪問の日まで大切に保管してください。

送信日 月 日

## 地デジ 戸別訪問 申込書

フリガナ

お名前

年齢 歳 | 世帯人数 人

住所

電話番号

ファクス番号

ご希望日時 (所要時間) 30分程度	第1希望		第2希望		第3希望			
	月	日	月	日	月	日		
午前	時	分	午前	時	分	午前	時	分
午後	時	分	午後	時	分	午後	時	分

※実際の訪問日時は、支援センターの担当者より電話でご連絡します。

※お申込みいただいた情報は、本事業のみに使用し、その他の目的で利用することはありません。

個人情報管理責任者：デジタル放送推進協会 総務部長 東京都港区北青山1-2-3 青山ビル13F

個人情報取り扱いに関する情報は、<http://www.dpa.or.jp/privacy/index.html>

電話でも受け付けています。

電話番号 **018-884-3922** ■午前10時～午後6時まで(土・日・祭も受け付けます)  
但し、8/13～16と12/29～1/3はお休みいたします。

総務省 秋田県テレビ受信者支援センター(デジサポ秋田) 高齢者、障がい者説明事務局

※電話での申込み内容を記入して、大切に保管してください。(「デジサポ秋田」の電話対応者の名前を聞いて記入してください。)

電話をした日

月 日

電話対応者の  
名前

# 【お知らせ】秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

## 「介護サービス情報の公表」制度をご活用ください

- 平成18年度に介護保険制度が改正され、介護サービス利用者、その家族が介護保険サービス事業所の様々な情報を活用し、事業所の選択等適切にサービスを利用する機会を確保するため、すべての介護保険サービス事業所に対して、提供しているサービス情報（サービス内容、運営状況等）の公表を、毎年義務付ける「介護サービス情報の公表」制度が施行されています。
- 財団法人秋田県長寿社会振興財団が「指定情報公表センター」として、秋田県から指定を受け、ホームページ上で介護サービス情報を提供しております。  
また、実際に各事業所に調査情報の事実確認を行うため、訪問調査を行う指定調査機関が県から7ヵ所指定されております。

### 2. 407事業所の情報を提供！！

- 平成20年度におきましては35サービスを対象とし、類型で1, 255箇所、2, 407事業所の情報を公表し、県民の方々に情報を提供いたしました。  
介護支援専門員の皆様をはじめ、調査にご協力いただきました各事業所の皆様に感謝いたします。また、インターネットで公表されております情報公表センターのホームページへのアクセス数も20年度は、26, 766件を数えております。
- 公表の対象となるサービス種類は、モデル調査の結果を踏まえ、これまで年度ごとに追加されてきておりますが、21年度には、地域密着型サービス等が追加され、公表の対象とされた50サービスについて、全て施行されることになっております。

### 公表している情報は？

- 公表している情報は、「基本情報」と「調査情報」があります。「基本情報」は、事業所名、所在地、利用実績、従業者の人員・体制、利用料金などの基本的な事実情報で事業所から報告されたものです。また、「調査情報」は、介護サービスに関するマニュアルやサービス提供内容の記録管理の有無など、指定調査機関から調査員を派遣して、事実確認の現地調査により得られた調査結果です。これら2つの情報を併せて情報公表センターのホームページ(インターネット)に掲載しております。これを見ると、どのような事業所が、どのような人材によって介護サービスを提供しているのか、費用はいくらかかるのかなどがわかります。

### 事業所選びのポイントは？

- 利用者（消費者）と事業者間のトラブルの発生を防ぎ、質の高い介護サービスを提供する事業所選びのポイントとして、次の点が主なものとしてあげられます。

1. 誰が（どのような実績のある事業者が）
2. いくらで（介護サービス給付以外の費用も併せて）
3. どのような質の介護を提供するのか（スタッフに関する情報）
4. 消費者（利用者）の意見を把握する取り組みをしているか
5. 利用できる時間帯、第三者評価の実施等

- しかし、介護を要する高齢者やそのご家族には、介護サービス情報が届きにくく、また、届いても自分で介護サービスを選ぶことは困難な人が少なくないと思われます。消費者が、事業者と対等の立場で契約を締結するためには、消費者側に適切な情報の提供が当然のこ

ととして必要です。また選ぶ権利が保障されるためには、介護サービスの質、価格、安全性に関わる情報・表示が欠かせません。介護サービス情報の公表制度は、まさにこのためにあるといえます。

## 介護サービス情報の積極的活用を！！

- 高齢者、とりわけ判断能力が十分でない高齢消費者の権利擁護のためには、地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所及び各事

業所の介護支援専門員等の地域で活動されておられる皆様の援助が不可欠です。

どうか、適切な介護サービス情報を提供するため、本介護サービス情報を積極的に活用され、介護サービス利用者や家族の相談に応じるなどの際に、ケアプランの作成に客観性の高い情報の収集、利用者との情報の共有化に活かしていただき、ご活用くださるようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

財団法人 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

介護サービス指定情報公表センター

TEL： 018-829-3777

H P：LL財団 URL <http://www.akita-longlife.net/>

秋田県介護サービス指定情報公表センター

URL <http://kaigo-service.pref.akita.jp/kaigosip/Top.do>



## 「相談事業」開設予定！！

当協議会では、介護支援専門員の日常業務での悩みや人間関係での悩みなどの相談に応じ、介護支援専門員が意欲を持って業務に専念できること、また、県民の介護保険制度や介護支援専門員の業務についての疑問や苦情などに応じ、地域住民が安心してサービスを利用できることを目的に、相談を受け付ける専門窓口を開設いたします。

詳細が決まり次第、改めてご連絡いたします。



## Column 「動物の変化」

現代は、子供から大人まで「ペットブーム」の只中にあります。この夏も、少なからず、子供達は日本や外国のカブトムシやクワガタを飼育していたことでしょうか。そして大人も国内外のペットを「飼育」している方が多いようです。また、飼育ではなく、一緒に（同等）に「生活」している方も多い。犬や猫といった動物の生活スタイルも国際化とともに変化し、人間並みに食事し運動不足にもなっているようです。そのせいか、犬にも認知症や糖尿病が発生しているようでありま。東京には動物救急病院があるとのこと。

## 平成21年度介護支援専門員研修等予定表(4月～7月)

4月		5月		6月		7月	
1	水	1	金	1	月	1	水
2	木	2	土	2	火	2	木
3	金	3	日	3	水	3	金
4	土	4	月	4	木	4	土
5	日	5	火	5	金	5	日
6	月	6	水	6	土	6	月
7	火	7	木	7	日	7	火
8	水	8	金	8	月	8	水
9	木	9	土	9	火	9	木
10	金	10	日	10	水	10	金
11	土	11	月	11	木	11	土
12	日	12	火	12	金	12	日
13	月	13	水	13	土	13	月
14	火	14	木	14	日	14	火
15	水	15	金	15	月	15	水
16	木	16	土	16	火	16	木
17	金	17	日	17	水	17	金
18	土	18	月	18	木	18	土
19	日	19	火	19	金	19	日
20	月	20	水	20	土	20	月
21	火	21	木	21	日	21	火
22	水	22	金	22	月	22	水
23	木	23	土	23	火	23	木
24	金	24	日	24	水	24	金
25	土	25	月	25	木	25	土
26	日	26	火	26	金	26	日
27	月	27	水	27	土	27	月
28	火	28	木	28	日	28	火
29	水	29	金	29	月	29	水
30	木	30	土	30	火	30	木
		31	日			31	金

更新研修(実務未  
経験)・再研修:1  
組目専門研修課程Ⅰ・  
更新研修(前期):  
1組目専門研修課程Ⅱ・  
更新研修(後期):  
2組目実務従事者基礎  
研修:1組目専門研修課程Ⅱ・  
更新研修(後期):  
1組目専門研修課程Ⅰ・  
更新研修(前期):  
1組目

## 【メモ】

## 秋田県介護支援専門員連絡協議会関連

県総会・第1回研修会:6/6(土)

理事会:4/25(土)、6/13(土)、監事会:4/25(土)、広報部会:7/3(金)

## その他

県北地区 総会・第1回研修会:5/9(土)

中央地区 総会・第1回研修会:5/13(水)

県南地区 総会・第1回研修会:5/16(土)



## 平成21年度介護支援専門員研修等予定表(8月～11月)

8月		9月		10月		11月			
1	土			1	木		1	日	主任介護支援専門員研修
2	日			2	金		2	月	
3	月			3	土	主任介護支援専門員研修	3	火	
4	火			4	日		4	水	
5	水			5	月		5	木	
6	木		6	日			6	金	
7	金		7	月			7	土	
8	土		8	火			8	日	
9	日		9	水			9	月	
10	月		10	木	専門研修課程Ⅰ・更新研修(前期):2組目	主任介護支援専門員研修	10	火	
11	火		11	金			11	水	
12	水		12	土			12	木	
13	木		13	日			13	金	主任介護支援専門員研修
14	金		14	月			14	土	
15	土		15	火			15	日	
16	日		16	水			16	月	
17	月		17	木	専門研修課程Ⅱ・更新研修(後期):3組目		17	火	
18	火		18	金			18	水	
19	水		19	土			19	木	
20	木	専門研修課程Ⅰ・更新研修(前期):2組目	20	日			20	金	
21	金		21	月			21	土	
22	土		22	火			22	日	
23	日		23	水	実務従事者基礎研修:2組目		23	月	
24	月		24	木			24	火	
25	火		25	金		25日 実務研修受講試験	25	水	
26	水		26	土			26	木	
27	木		27	日			27	金	
28	金	更新研修(実務未経験)・再研修:1組目	28	月			28	土	
29	土		29	火			29	日	
30	日		30	水		主任介護支援専門員研修	30	月	
31	月						31	土	

## 【メモ】

## 秋田県介護支援専門員連絡協議会関連

正・副会長会議：8/8(土)  
 理事会：8/22(土)、10/3(土)  
 研修部会：8/22(土)、10/3(土)、11/28(土)  
 調査研究部会：8/22(土)、10/3(土)

## その他

県北地区 第2回研修会：9/5(土)、県南地区 第2回研修会：11/21(土)  
 中央地区 第2回研修会：12月頃

## 平成21年度介護支援専門員研修等予定表(12月～3月)

12月			1月			2月			3月		
1	火		1	金		1	月		1	月	
2	水		2	土		2	火		2	火	
3	木		3	日		3	水		3	水	
4	金		4	月		4	木		4	木	
5	土		5	火		5	金		5	金	実務研修:2組目
6	日		6	水		6	土		6	土	
7	月		7	木		7	日		7	日	
8	火		8	金	実務研修・更新研修(実務未経験)・再研修:1組目	8	月		8	月	
9	水		9	土			9	火		9	火
10	木	実務研修受講試験合格発表	10	日		10	水		10	水	
11	金		11	月		11	木		11	木	
12	土		12	火		12	金	実務研修・更新研修(実務未経験)・再研修:1組目	12	金	実務研修:3組目
13	日		13	水		13	土			13	
14	月		14	木		14	日		14	日	
15	火		15	金	実務研修:2組目	15	月		15	月	
16	水		16	土			16	火		16	火
17	木		17	日		17	水		17	水	
18	金		18	月		18	木		18	木	
19	土		19	火		19	金	実務研修・更新研修(実務未経験)・再研修:1組目	19	金	実務研修:3組目
20	日		20	水		20	土			20	
21	月		21	木		21	日		21	日	
22	火		22	金	実務研修:3組目	22	月		22	月	
23	水		23	土			23	火		23	火
24	木		24	日		24	水		24	水	
25	金		25	月		25	木		25	木	
26	土		26	火		26	金	実務研修:2組目	26	金	
27	日		27	水		27	土			27	土
28	月		28	木		28	日		28	日	
29	火		29	金					29	月	
30	水		30	土					30	火	
31	木		31	日					31	水	

## 【メモ】

秋田県介護支援専門員連絡協議会関連  
 理事会:2/6(土) 広報部会:1/30(土)

## その他

介護予防従事者研修:12/3(水)

# 事務局便り

## ◆ 理事会 ◆

日本介護支援専門員協会の一般社団法人化に伴い、秋田県支部としても年度内のNPO法人化取得への取り組みを進めています。今年度は、法人取得のための定款の作成を含めた会則の変更、選挙管理委員会規程、旅費規程、部会・委員会規程、会費規程など各規定等の内容を検討し、修正作業の後、臨時総会を経て県に申請、法人格の取得を検討しています。さらに、社会に貢献する職能団体として県支部及び地区協議会の役割をより明確化し、相互に連携するシステムを構築していきます。

また、会員である介護支援専門員の日常業務での悩みや人間関係での悩みなど個々の相談に対応すべく、会に相談事業部会として位置づけて、活動計画を企画・立案する体制を整備するなど相談活動のあり方を模索すると共に、秋田県や長寿社会振興財団と、介護支援専門員研修のあり方について協議を重ねていく予定です。なお、10月の理事会後に秋田県健康福祉部長寿社会課職員と情報交換を予定しております。

## ◎ 研修部会 ◎

秋田県健康福祉部長寿社会課から受託した「介護予防従事者研修」を12月3日（水）開催で計画を進めています。

また、本会から円滑に講師を派遣出来るよう、「人材バンク」を検討しています。講師にふさわしい人材の養成・育成と日本介護支援専門員協会との連携、講師の発掘・登録を推進していきます。

ねらいは、「会員のスキルアップのための研修企画・立案・提言」、「会の活性化を目指す研修のあり方検討」です。

研修部会は年3回開催予定です。

## ◎ 調査・研究部会 ◎

①施設系介護支援専門員の実態把握、②介護報酬改定による介護支援専門員の処遇改善調査、③主任介護支援専門員の業務内容調査、④介護支援専門員の抱える問題の把握などの調査を検討しています。

ねらいは、「施設系介護支援専門員の業務実態把握とその対策」、「介護報酬改定による介護支援専門員及び事業所への影響を評価し、次期介護報酬改定に向けての資料収集のための調査・研究」です。

調査・研究部会は年3回開催予定です。

## ◎ 広報部会 ◎

年4回発行の日本介護支援専門員協会の会報にあわせて秋田県介護支援専門員協議会の会報も年2回発行し、一緒に発送する予定です。会員の皆様へ秋田県介護支援専門員連絡協議会及び長寿社会振興財団の研修会の日程や本会活動内容及び様々な情報提供することとしております。広報は9月、3月発行。広報部会は年3回開催予定です。

## 呑み屋横丁

～ 秋田駅前にて 一軒目

学生を含めた若い人もサラリーマンも多い界限。その中で、お店の中は中高年が目立つ（なんとも味わい深い、つまり筆者も中高年進行中）。入口は目立たない、決して照明付きの派手な看板などはない。したがって、友人に場所を紹介する場合は毎回悩む。やはり味わい深い処は目立たないものだ。和食がメインだが、2千円の「おまかせコース」が頼んだことはない。味が分かる人間は任せるのが一番だ。6品の中に必ず創作料理がある。味の分かる若い女性客が目立つのも納得。広間にテーブル席、カウンター席も。お客同士、背中合わせや隣同士にはなる。賑やかだが騒がしくない。白髪の親父さんの笑顔に思わずご満悦。

＊ ＊ ＊ ＊



ここでは、『ちよっと一息』をコンセプトに、立ち寄った「とある呑み屋」の風景を紹介します。

## 国民生活センター 「見守り新鮮情報」の紹介

「今、どんな手口で勧誘が行われているのか」、「どんな製品事故が発生したのか」などの情報を見ることができます

高齢者・障がい者を対象としたメールマガジン「見守り新鮮情報」を配信しています。イラストを入れたリーフレット版もありますので、啓発用資料として活用できます。

詳細は、下記のURLまで

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

## 「NHK介護百人一首」作品募集中

日本介護支援専門員協会のメルマガ携帯版に「NHK介護百人一首」作品募集の記事が掲載されていまして、紹介します。一杯やりながら、考えてみませんか？ メ切は11月6日（金）

募集先：NHK「ハート・プロジェクト」

<http://www.nhk.or.jp/heart-pj/index.html>

⇒ イベント情報 ⇒ 介護百人一首

## 《 会員情報の変更をお知らせください 》

会員の方から、会報が届いていない等の声が届いています。引越した、転職したなど、会員情報（自宅住所、勤務先等）が変わっている可能性があります。会員情報変更の際は、「変更届け（所定の様式）」にて、ご報告願います。なお、様式につきましては、下記の所属する地区事務局までお問い合わせください。

- ・ 県北地区 花田 優（東恵園地域生活支援センター）TEL. 0186-31-0100
- ・ 中央地区 備後文人（高齢者介護施設ぬくもり山王）TEL. 018-824-7000
- ・ 県南地区 佐々木尚敏（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）TEL. 0183-62-5313

第5号（発行日 平成21年9月1日） 年2回発行

発行 秋田県介護支援専門員連絡協議会

事務局 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会内

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyō.or.jp

広報部会

長尾 良子（中央地区介護支援専門員協議会）

渡部 勝（県南地区介護支援専門員協議会）

袴田 光樹（県北地区介護支援専門員協議会）

米谷 恭一（中央地区介護支援専門員協議会）

岩谷 淳志（中央地区介護支援専門員協議会）

綿貫 哲（県南地区介護支援専門員協議会）